



福岡県医発第1718号 (地)
平成24年10月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う
実施上の留意事項について

平成 24 年度診療報酬改定において、保険薬局における調剤一部負担金に対するポイント付与が行われている事例が認められておりましたが、一部負担金等の受領に応じて専らポイントの付与及びその還元を目的としたポイントカードについては、付与を認めないことを原則とするとともに、保険医療機関及び保険医療養担当規則に「経済上の利益の提供による誘引の禁止」についての条文を追加し、領収証等の交付についても一部改正を加え、平成 24 年 10 月 1 日から適応することとなった旨、厚生労働省保険局より日本医師会を通じて別紙の通り通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

なお、クレジットカードや電子マネー等による支払いに生じるポイントの付与については、これらのカードが患者の支払いの利便性向上が目的であることから、当面、やむを得ないものとして認めることとされておりますが、その取り扱いについては、年度内を目途に検討することとされておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

(保 134)

平成24年9月20日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について

平成24年度診療報酬改定において、保険薬局における調剤一部負担金に対するポイント付与が行われている事例が認められたことに鑑み、一部負担金等の受領に応じて専らポイントの付与及びその還元を目的とするポイントカードについては、ポイントの付与を認めないことを原則とする、「保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令」（平成24年3月5日 厚生労働省令第26号）が公布され、平成24年10月1日より適用されることから、別添のとおり、厚生労働省保険局医療課長より通知されましたのでご連絡申し上げます。

なお、現金と同様の支払機能を持つクレジットカードや、一定の汎用性のある電子マネーによる支払に生じるポイントの付与は、これらのカードが患者の支払の利便性向上が目的であることに鑑み、当面、やむを得ないものとして認めることとし、その取扱いについては、引き続き年度内を目途に検討することとしております。

<添付資料>

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正に伴う実施上の留意事項について

(平 24. 9. 14 保医発 0914 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)

【参考資料】

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（平 24. 3. 5 厚生労働省令第 26 号）（新旧対照表）

各医師会通知



保医発 0914 第 1 号

平成 24 年 9 月 14 日

地方厚生（支）局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長

（ 公 印 省 略 ）

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の
一部改正に伴う実施上の留意事項について

標記については、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 26 号）が公布され、平成 24 年 10 月 1 日より適用されるが、本改正の趣旨は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し、周知徹底をお願いいたします。

記

本改正は、保険薬局における調剤一部負担金に対するポイント付与が行われている事例が認められたことに鑑み、次の考え方を踏まえ、一部負担金等の受領に応じて専らポイントの付与及びその還元を目的とするポイントカードについては、ポイントの付与を認めないことを原則とするものです。

- ・ 保険調剤等においては、調剤料や薬価が中医協における議論を経て公定されており、これについて、ポイントのような付加価値を付与することは、医療保険制度上、ふさわしくない。
- ・ 患者が保険薬局等を選択するに当たっては、保険薬局等が懇切丁寧に保険調剤等を担当し、保険薬剤師等が調剤、薬学的管理及び服薬指導の質を高めることが本旨であり、適切な健康保険事業の運営の観点から、ポイントの提供等によるべきではない。

ただし、現金と同様の支払い機能を持つクレジットカードや、一定の汎用性のある電子マネーによる支払いに生じるポイントの付与は、これらのカードが患者の支払いの利便性向上が目的であることに鑑み、当面、やむを得ないものとして認めることとしますが、その取扱いについては、引き続き年度内を目途に検討することとしているので、ご留意願います。

【保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令】

◎保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）（新旧対照表）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（経済上の利益の提供による誘引の禁止） 第二条の四の二 保険医療機関は、患者に対して、第五条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険医療機関が行う収益業務に係る物品の対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、当該患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。 ※ 平成二十四年十月一日施行 （領収証等の交付） 第五条の二 （略） 2 厚生労働大臣の定める保険医療機関は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。 3 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。 ※ 平成二十六年四月一日施行 ※ ただし、四百床以上の病院を除き、明細書を常に交付することが	（新設） （領収証等の交付） 第五条の二 （略） 2 厚生労働大臣の定める保険医療機関は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。ただし、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、患者から求められたときに交付することで足りるものとする。 3 前項に規定する明細書の交付は、正当な理由がある場合を除き、無償で行わなければならない。

九 歯科矯正

歯科矯正は、療養の給付の対象として行つてはならない。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

※ 平成二十四年四月一日施行

様式第二号（処方せん様式）を別添のとおり改正

※ 平成二十四年四月一日施行

九 歯科矯正

歯科矯正は、療養の給付の対象として行つてはならない。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

◎保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）（新旧対照表）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（経済上の利益の提供による誘引の禁止） 第二条の三の二 保険薬局は、患者に対して、第四条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険薬局における商品の購入に係る対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、当該患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。 ※ 平成二十四年十月一日施行 （領収証の交付） 第四条の二 （略） 2 厚生労働大臣の定める保険薬局は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。 3 前項に規定する明細書の交付は、正当な理由がある場合を除き、無償で行わなければならない。 ※ 平成二十六年四月一日施行 ※ ただし、明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合には、当分の間、患者から求められたときに明細書を交付することで足りる。また、正当な理由がある場合には、当分の間、有償で発行することができる。	（新設） （領収証の交付） 第四条の二 （略） 2 厚生労働大臣の定める保険薬局は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。ただし、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、患者から求められたときに交付することで足りるものとする。 3 前項に規定する明細書の交付は、正当な理由がある場合を除き、無償で行わなければならない。